

平成 29 年 12 月 8 日

平成29年第 2 回登米市議会定例会
12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
報告第26号	専決処分の報告について	8
議案第76号	平成29年度登米市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第77号	平成29年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第78号	平成29年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第79号	平成29年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第80号	平成29年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第81号	平成29年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第82号	平成29年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第83号	登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター条例を廃止する条例について	10
議案第84号	登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第85号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	13
議案第86号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	14
議案第87号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第88号	登米市消防団条例の一部を改正する条例について	16
議案第89号	指定管理者の指定について（登米市登米公民館）	18
議案第90号	指定管理者の指定について（登米市豊里公民館、豊里多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館）	19

議案第 91 号	指定管理者の指定について（登米市石越公民館）	20
議案第 92 号	指定管理者の指定について（登米市津山公民館及び津山陶芸館）	21
議案第 93 号	指定管理者の指定について（登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び迫野鳥観察館）	22
議案第 94 号	指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））	23
議案第 95 号	指定管理者の指定について（登米市迫 B & G 海洋センター、登米市中田 B & G 海洋センター及び登米市米山 B & G 海洋センター）	24
議案第 96 号	指定管理者の再指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）	25
議案第 97 号	業務委託契約の締結について	26
議案第 98 号	工事請負契約の締結について	27
議案第 99 号	工事請負契約の変更契約の締結について	28

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	鈴木香
住所	登米市迫町

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	林 忠 市
住所	登米市米山町

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	只野信子
住所	登米市中田町

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
過失による物損事故	平成29年9月22日	平成29年8月4日、登米市津山町柳津字本町地内の小学校敷地内において、駐車していた相手方車両に職員による草刈作業中の飛び石が当たり、相手方車両を破損させたもの。	56,927円 その余の請求を放棄
営造物の管理瑕疵	平成29年9月26日	平成29年8月11日、登米市石越町北郷字新内の目地内の市道において、相手方車両が通行した際、道路車線中央付近に生じていたポットホール（舗装路面の穴）にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの。	103,008円 その余の請求を放棄

営造物の 管理瑕疵	平成 29 年 10 月 5 日	平成 29 年 9 月 27 日、登米市 南方町新梶沼地内の市道にお いて、相手方車両が通行した 際、道路（橋前後）の段差に 車が接触し、相手方車両を破 損させたもの。	42,412 円 その余の請求を 放棄
過失によ る物損事 故	平成 29 年 10 月 17 日	平成 29 年 9 月 18 日、登米市 米山町中津山字瀬ヶ崎地内に おいて、市有地に生えていた 雑木が倒木し、隣接する相手 方宅地の作業場の屋根瓦の一 部を破損させたもの。	155,088 円 その余の請求を 放棄
過失によ る物損事 故	平成 29 年 11 月 1 日	平成 29 年 9 月 18 日、登米市 米山町中津山字下谷地地内に おいて、水路敷に生えていた 松木が倒木し、隣接する相手 方宅地の車庫を破損させたも の。	134,136 円 その余の請求を 放棄

議案第 83 号

登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター条例を廃止する条例について

登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第27号）を廃止するものとする。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター条例を廃止する条例
登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター条例（平成 17 年登米市条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 84 号

登米市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）を次のとおり改正するものとする。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

登米市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項に次のただし書を加える。

ただし、別表農業委員会の項に掲げる特別職の職員に係る年額の報酬の計算期間は、年の4月から翌年の3月までとし、報酬年額の全額を3月に支給する。

別表農業委員会の項を次のように改める。

農業委員会	会長	月額	基本額 106,900 円	市長等旅費適用	2,000 円
		年額	実績額 557,400 円以内		
	会長職務代理者	月額	基本額 54,600 円	市長等旅費適用	2,000 円
		年額	実績額 557,400 円以内		
	委員	月額	基本額 46,000 円	市長等旅費適用	2,000 円
		年額	実績額 557,400 円以内		
	農地利用最適化推進委員	月額	基本額 46,000 円	市長等旅費適用	2,000 円
		年額	実績額 557,400 円以内		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成 29 年 7 月 24 日から適用する。

議案第 85 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市手数料条例の一部を改正する条例
登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表中

可燃ごみ	50円	1袋（40リットル）につき 1件とする。
不燃ごみ	50円	
埋立ごみ	50円	
可燃ごみ	35円	1袋（15リットル）につき 1件とする。

を

「

可燃ごみ	30円	1袋（40リットル）につき 1件とする。
不燃ごみ	50円	
埋立ごみ	50円	
可燃ごみ	20円	1袋（20リットル）につき 1件とする。

に改める。

」

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 86 号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市基金条例の一部を改正する条例

登米市基金条例（平成 17 年登米市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

(23) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の充実を図る。	市長が定める額
-------------	---	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表登米市立豊里老人保健施設の項中「25人」を「30人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議案第 88 号

登米市消防団条例の一部を改正する条例について

登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市消防団条例の一部を改正する条例

登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2,053人」を「1,700人」に改める。

第10条ただし書中「副団長」の次に「、支団長、副支団長」を加え、「、部長、班長及び副班長の階級」を「及び班長の職」に改める。

別表水防出動の項、火災出動の項及び警戒出動の項中「3,200円」を「3,700円」に改め、同表機関員・機械整備手当の項を次のように改める。

整備点検手当	1回につき 1,500円
--------	--------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表消防団員の項を次のように改める。

消防団員	団長	年額	164,200円	職員旅費適用	1,800円
	副団長	年額	140,000円	職員旅費適用	1,800円
	支団長	年額	136,000円	職員旅費適用	1,800円
	副支団長	年額	107,800円	職員旅費適用	1,800円
	分団長	年額	75,700円	職員旅費適用	1,800円
	副分団長	年額	53,800円	職員旅費適用	1,800円

班長	年額	44,900 円	職員旅費適用	1,800 円
団員	年額	28,000 円	職員旅費適用	1,800 円

議案第 89 号

指定管理者の指定について（登米市登米公民館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市登米公民館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市登米町寺池目子待井 391 番地

（名称） とよまコミュニティ運営協議会

（代表者名） 会長 須藤 勝利

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第 90 号

指定管理者の指定について（登米市豊里公民館、豊里多目的 研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項、登米市豊里多目的研修センター条例（平成17年登米市条例第156号）第12条第1項及び登米市民俗資料館条例（平成17年登米市条例第95号）第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市豊里公民館
豊里多目的研修センター
平筒沼農村文化自然学習館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市豊里町小口前 80 番地
（名称） 豊里コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 佐々木 信義

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 91 号

指定管理者の指定について（登米市石越公民館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称
登米市石越公民館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市石越町南郷字矢作 122 番地 2
（名称） 石越コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 佐々木 敬次

- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 92 号

指定管理者の指定について（登米市津山公民館及び津山陶芸館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項及び登米市津山陶芸館条例（平成17年登米市条例第186号）第12条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称
登米市津山公民館
津山陶芸館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市津山町横山字本町 24 番地
（名称） 津山地域振興会
（代表者名） 会長 浅野 茂美

- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 93 号

指定管理者の指定について（登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び迫野鳥観察館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市サンクチュアリセンター条例（平成17年登米市条例第128号）第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
迫野鳥観察館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町新田字前沼 149 番地の 7
（名称） 有限会社 伊豆沼農産
（代表者名） 代表取締役 伊藤 秀雄

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 94 号

指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし）

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市石越町南郷字高森 100 番地

（名称） 株式会社 いしこし

（代表者名） 代表取締役社長 猪股 研

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 95 号

指定管理者の指定について（登米市迫 B & G 海洋センター、
登米市中田 B & G 海洋センター及び登米市米山 B & G 海洋セ
ンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市海洋センター条
例（平成17年登米市条例第101号）第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のと
おり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市迫 B & G 海洋センター

登米市中田 B & G 海洋センター

登米市米山 B & G 海洋センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3

（名称） 特定非営利活動法人 登米市体育協会

（代表者名） 会長 佐々木 猛

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 96 号

指定管理者の再指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づき指定した指定管理者が法人化したことにより、次のとおり設立された法人を指定管理者として再度指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市登米総合体育館
登米市登米総合運動公園
登米市登米武道館

2 指定管理者となる団体の名称等

法人化後（再指定団体）	法人化前
（所在地）宮城県登米市登米町寺池目 子待井 10 番地	（所在地）宮城県登米市登米町寺池目 子待井 10 番地
（名 称）特定非営利活動法人とよま スポーツクラブ蔵っこ	（名 称）とよまスポーツクラブ蔵っ こ
（代表者名）理事長 早坂 彰則	（代表者名）会長 早坂 彰則

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

議案第97号

業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 契約の目的 緊急告知ラジオ等整備事業業務委託
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 285,635,160円
- 4 契約の相手方 宮城県仙台市若林区御町二丁目5番4号
株式会社 システムズ
代表取締役 島田 聖士

議案第98号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 契約の目的 (仮称) 新登米懐古館新築工事 (建築)
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 388,692,000円
- 4 契約の相手方 宮城県登米市迫町佐沼字大網399番地
株式会社 渡辺土建
代表取締役 渡辺 光悦

議案第99号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 契約の目的 (仮称) 新クリーンセンター用地造成工事

- 2 契約金額 変更前 548,640,000円
変更後 741,421,080円

- 3 契約の相手方 只野建設・日進運輸建設特定建設工事共同企業体
代表者 宮城県登米市豊里町川前150番地
株式会社 只野建設
代表取締役 只野 利幸
構成員 宮城県登米市東和町米谷字金谷57番地の3
株式会社 日進運輸建設
代表取締役 小出 智之